

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公表番号】特表2009-503226(P2009-503226A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-524915(P2008-524915)

【国際特許分類】

C 08 J	9/40	(2006.01)
C 08 J	9/28	(2006.01)
B 41 M	5/00	(2006.01)
B 41 M	5/50	(2006.01)
B 41 M	5/52	(2006.01)
B 41 J	2/01	(2006.01)
B 05 D	7/24	(2006.01)

【F I】

C 08 J	9/40	C E Z
C 08 J	9/28	C E R
B 41 M	5/00	B
B 41 J	3/04	1 0 1 Y
B 05 D	7/24	3 0 1 T

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔性膜の調製方法であって、

a . 少なくとも1つのタイプの硬化性化合物および溶媒の混合物を提供する工程であって、硬化性化合物の濃度は20～80重量パーセントであり、かつ前記溶媒の少なくとも30重量パーセントは水である工程と、

b . 前記混合物を支持体に塗布する工程と、

c . 前記硬化性化合物をフリーラジカル重合によって硬化させ、それにより架橋した硬化性化合物と溶媒との間で相分離を生じさせる工程と、

e . 前記多孔性膜に含浸溶液を含浸させる工程であって、前記溶液は、前記多孔性膜の化学的および/または物理的特性を改变するための少なくとも1種類のカチオン性化合物を含有する工程と、

を含む方法。

【請求項2】

さらに、

d . 得られた多孔性膜を乾燥および/または洗浄することによって前記溶媒を除去する工程

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記膜が水性溶媒を吸収することができる無機または有機粒子を本質的に含まない、請

求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記含浸溶液中の前記カチオン性化合物の濃度が 1 ~ 20 重量パーセントである、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 5】

前記含浸溶液が、カチオン性媒染剤、ポリエーテル修飾ポリシロキサン誘導体、界面活性剤およびそれらの組み合わせから選択される化合物を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

フリーラジカル重合を光開始剤の存在下における UV 光による照射での硬化によって達成する、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記光開始剤が、-ヒドロキシアルキルフェノン、-アミノアルキルフェノン、-スルホニルアルキルフェノン、アシルホスフィンオキシドまたはそれらの組み合わせである、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

前記膜を、少なくとも 2 種類の硬化性化合物混合物を硬化させ、それにより少なくとも 2 つの層を有する膜を形成することによって調製する、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

支持体および、前記支持体に接着する受容層としての、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法によって得ることができる多孔性膜を含む記録媒体。

【請求項 10】

前記受容層が、好ましくは 0.004 ~ 0.2 g / m² の量の、少なくとも 1 種類のカチオン性蛍光増白剤を含む、請求項 9 に記載の媒体。

【請求項 11】

前記膜がポリエーテル修飾ポリシロキサン誘導体を含む、請求項 9 または 10 に記載の媒体。

【請求項 12】

前記支持体がバックリット用途に適する透明支持体であり、かつポリエチレンテレフタレート (P E T) 、ポリエチレンナフタレート (P E N) 、ポリスルホン、ポリフェニレンオキシド、ポリイミド、ポリカーボネートおよびポリアミドからなる群より選択される、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の媒体。

【請求項 13】

前記支持体が反射性支持体であり、かつ紙支持体、プラスチックフィルムおよびポリオレフィンの被覆層を備える支持体からなる群より選択される、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の媒体。

【請求項 14】

前記支持体が、白色顔料を含有するポリオレフィンの被覆層を備える支持体である、請求項 13 に記載の媒体。

【請求項 15】

ジクレー印刷、カラーコピー、スクリーン印刷、グラビア、染料昇華、フレキソ印刷および / またはインクジェット印刷を用いる、それらへの画像または文字の印刷への、請求項 9 ~ 13 のいずれか一項に記載の媒体の使用。